

令和 8 年 4 月 1 日

関係各位

金沢大学人間社会学域学校教育学類  
附属高等学校長 大村 雅章  
(公印省略)

## 教員の公募について

このたび、本校では、下記の要領で教員を公募いたします。つきましては、貴学（機関）及び関係諸方面に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

- 1 所属・職 : 金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校・教諭
- 2 採用人数 : 1名
- 3 採用予定日 : 令和9年4月1日
- 4 担当教科 : 国語科
- 5 応募資格 :
  - (1) 高等学校教諭普通免許状（国語）取得者（採用予定日までに取得見込の者を含む）
  - (2) 中学校教諭普通免許状（国語）取得者（採用予定日までに取得見込の者を含む）が望ましい。
  - (3) 教育研究の遂行並びに教育実習指導に意欲のある者
- 6 提出書類 :
  - (1) 履歴書  
(指定の書式は本校ホームページ <http://partner.ed.kanazawa-u.ac.jp/kfshs/> からダウンロードすることができます。)  
注：学校教員等の経歴については、職名（教諭，臨時的任用講師，非常勤講師等）を明記すること
  - (2) 応募資格にある教員免許状の写し及び更新講習修了確認証明書等（該当者）の写し，又は取得見込証明書
  - (3) 返信用葉書（書類受理通知用，宛先明記のこと）
  - (4) 「着任後に取り組みたい教育実践・研究」について  
A4版，横書き，25字×32字，1600字以内にまとめたもの。

7 選考方法 :

(1) 第1次選考(書類による)

結果は令和8年6月12日(金)までに本人宛に郵便で発送します。

(2) 第2次選考(模擬授業・面接などによる)

第1次選考合格者に対してのみ、令和8年6月27日(土)に実施します。

選考方法の詳細は追って本人に通知します。

また、第2次選考に関わる旅費、宿泊費等は応募者の負担とします。

8 提出先: 〒921-8105 石川県金沢市平和町1丁目1番15号

金沢大学附属高等学校長 宛

「教員応募書類」と朱書きの上、簡易書留で送付して下さい。

\*提出された書類は返却しません。提出書類に記入された情報は、国立  
大学法人金沢大学規程に基づき適正に管理します。

9 提出期限 : 令和8年6月5日(金) 必着

10 問合せ先 : 金沢大学附属高等学校 副校長 戸田 偉

Tel 076-226-2154 Fax 076-226-2150

E-mail : todasugu@staff.kanazawa-u.ac.jp

11 その他 :

(1) 本学は附属学校園間の連携を進めています。その取組の一環として附属学校園の授  
業を担当する可能性があります。

(2) 就業規則に関する規程については、下記 URL をご覧ください。

また給与は国立大学法人金沢大学職員給与規程によります。

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/administration/regulation/rules>

(3) 本校の正式名称は、「金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校」ですが、  
「金沢大学附属高等学校」と略して表記することも可能です。

・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及  
び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令  
和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の  
前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法  
に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条  
件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科  
の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律  
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
  - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。